



2021年2月15日

各 位

会 社 名  いであ株式会社

代表者名 代表取締役会長 田畑 日出男
(コード番号：9768 東証第一部)

問合せ先 代表取締役副社長管理本部長 市川 光昭
電話 03-4544-7600

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条（招集権者及び議長）及び第23条（取締役会の議長）の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役会長がこれを招集し議長となる。 代表取締役会長に事故、もしくは支障があるときは、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集し議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役会長及び代表取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>会長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当たる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当たる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月26日

定款変更の効力発生日 2021年3月26日

以 上